|  |
| --- |
| **道路工事申請書について（申請者用）** |

|  |  |
| --- | --- |
| 関係法令 | 道路法・道路法施行令・道路法施行規則 |
| 例規集 | 岩国市道路占用料徴収条例・岩国市道路占用、加工及び道路工事に関する規則 |

◆申請書の書き方（申請書２部提出）

|  |  |
| --- | --- |
| 〇住所・氏名 | 工事を施工する方の住所、氏名を書いて下さい。  担当者名と連絡先も記入してください。 |
| 〇工事名 | 契約等をした工事名を記載して下さい。 |
| 〇路線名 | 市ＨＰ内「いわくにマップ」の道路情報から調べる事ができます。  （分からない場合は、申請を受け付ける時にお調べします。） |
| 〇場所 | 施工場所を記載して下さい。  例）岩国市○○町○丁目○番○号地先 |
| 〇期間 | 実際に工事を施工する期間を記載して下さい。  （受注工事の契約期間を記載しないで下さい。）  例）許可日から令和○年○月○日まで　うち○日間  「〇時〇分  〇時〇分」を記入するか「終日」であれば〇を付けてください。 |
| 〇制限の区分 | 該当するものに〇を付けてください。  説明：  ●通行止め（車両）とは  車両通行帯として２．５ｍ以上確保できない場合。  歩道通行帯として１ｍ以上確保できない場合。  ●片側交互通行とは  区画線等で車線が２以上に区分されている道路で１車線を規制する場合。  区画線等で車線が区分されておらず、幅員が２．５ｍ以上５ｍ未満（安全に離合できない。）の場合。  ※片側交互通行以上の規制は８時３０分から１６時３０分までとします。  この時間帯以外で通行規制を実施する場合や（車両）通行止めを行う場合や歩道通行帯として１ｍ以上確保できない場合は自治会長の同意書を提出して下さい。  （一方通行の通行止めを行う際には、一方通行の全ての自治会に回覧等で周知して下さい。）  ※車両の通行を確保するための鉄板敷きは許可できません。 |
| 〇現場責任者 | 会社の現場責任者名と電話番号を記載して下さい。 |
| 〇工事監督者名 | 発注者名と（発注者の）監督者名を記載して下さい。  発注者は（例：岩国土木建築事務所 〇〇、岩国市下水道課　〇〇　等） |
| 〇添付書類 | 添付した書類を記載して下さい。  位置図・平面図・断面図・復旧断面図（側面図）・交通規制図（保安図）・現況図・計画図・同意書  ・請書または契約書の写し。  ・他の権利が侵害される恐れがある場合、同意書が必要となります。  ・道路を掘削する場合（政令第１３条第６号ロの規定（当該電線等の管理者との協議に基づき、当該電線等の移設又は防護、工事の見回り又は立会いその他の保安上の必要な措置を講ずること。））  道路の復旧断面図・中国電力、ＮＴＴなどの地下埋設物の協議書及び埋設物件確認書、埋設物影響確認書  ・景観重要道路の場合景観基準確認書の写し  ※景観重要道路の場合、公園景観課と事前に協議を行ってください。  ・その他  公図（写し）・旧分限図（写し）・工事仕様書・求積図・理由書・誓約書・契約書・同意書・流量計算書（区域図添付）・強度計算書・現状写真　など必要な書類の提出を求めることがあります。 |
| 〇備考 | 変更申請をする場合は変更理由を記載し、許可書の写しを添付して下さい。 |

◆申請時の注意点

申請時の注意点

申請について

　　　　　申請対象となるもの

　　　　　　道路法第３５条の占用（国が行う事業のための道路の占用）・道路法第３６条第１項の占用（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例）・公安委員会が行う占用・その他の行政庁が行う占用又は協議又は申請のとき、協議者又は申請者が電線・水管・下水道管・ガス管若しくは石油管の管理者との協議に基づき、それらの移設又は防護、工事の見回り又は立会いその他の保安上の必要な措置を示す図面や関係自治会の同意書を添付できないときには「道路工事申請書」に添付をし申請となります。

完成届

　　　　　基本、原形復旧です。

加工した内容が分かる写真を提出して下さい。

　　　　　写真で加工延長が分かるよう、テープ等をあてたものが必要です。

　　　　　擁壁等を設置する場合、平板載荷試験結果の添付が必要です。

車両出入口の設置について

　　　　　○出入り口を設置できない場所

　　　　　(1)横断歩道の中及び前後５ｍ以内の部分

(2)トンネルの前後各５０ｍ以内の部分

(3)バス停の中、その位置から各１０ｍ以内の部分（バスベイの中）

(4)地下道の出入口、横断歩道橋の昇降口から５ｍ以内の部分

(5)交差点（総幅員7m以上の道路の交差する交差点）の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から５ｍ以内の部分

(6)バス停車帯の部分

(7)橋（橋梁）の部分

○歩道の切下、歩車道境界ブロックの撤去幅（開口巾）

　　　　　 普通車　　　　　　　　　　　　　　　　６ｍ

　　　　　小型トラック（６．５ｔ以下）　　　　　８ｍ

　　　　　大型トラック（１１ｔ未満）　　　　　１０ｍ

　　　　　トレーラー　（１１ｔ以上）　　　　　１２ｍ

　　　　　歩道の切下げのすりつけ方法については別途協議が必要です。

出入りする車両の最大のものを考慮し決定します。

　　　　　出入口の個数は２箇所までとし、出入口の間隔は２ｍ以上とします。

　　　　　出入口の舗装は車道用の舗装とし、側溝がある場合で事務所及び店舗や複数の住宅の出入口となる際には道路管理者が指定する蓋（側溝）を設置して下さい。

　　　　　水溜りにならないように勾配を考慮した施工とすること。

　　　　　マウンドアップ式やセミフラット式の歩道は横断勾配・縦断勾配についてはお問い合せください。

Ｌ型側溝の切り下げ

　　　　　出入幅は１０ｍ以下、すりつけ幅は５０ｃｍとします。ただし、必要最小限に抑えて下さい。

　　　　　集合住宅の出入幅は別途協議が必要です。

　　　　　加工後の高さは５ｃｍ（乗り入れタイプも可）とします。

床版橋の設置について

　　　　　軟弱地盤と認められる場所では、着工前に地耐力等を検討して下さい。

擁壁を設置する場合

　　　　　土被りは５０ｃｍ以上となります。

　　　　　また、平板載荷試験を行ってください。

※道路擁壁等、地盤支持力の確認が必要な個所は平板載荷試験を実施し、その結果を報告して下さい。